



新型コロナウイルス感染症発生時等の学校の対応について ～想定内のこととして対処できるように～

2学期もいよいよ残り少なくなってきました。先日発行した学校だよりNo. 80でお知らせした「新型コロナウイルスに関する衛生管理マニュアルから」については、何人かの保護者の方から記事についての感想をいただきました。それだけ関心が高いということの裏返しだと感じています。新型コロナウイルスの感染状況は予断を許さない状況となっており、いつ、どこで、誰が感染してもおかしくありません。学校だよりNo. 80で十分伝えきれなかった「感染者が発生した場合」「濃厚接触者に認定された場合」について、下記の通り整理しましたのでご確認願います。あわせて、くれぐれも不確定な情報の拡散や差別・偏見・いじめ・誹謗中傷などについては十分配慮・注意をお願いいたします。

なお、お子さんだけに限らず、ご家族や職場等で感染者が発生した時やPCR検査を受けられた時（受けるような場合）はできるだけ早く、学校へご連絡頂けるようお願いいたします。

記

1 本校児童や教職員に感染確認者が発生した場合

(1) 児童は出席停止となります。教職員は病気休暇となります。休みの期間は、保健所の指示によります。

また、保健所の調査により、他の児童や教職員が濃厚接触者と判定された場合には、下記の「2」の措置をとります。

(2) 感染の可能性がある期間に、

・ 学校内で活動あった場合

→ 臨時休業の措置の可能性があります。

※全校／学年／学級等範囲は状況によります。

・ 学校内で活動がなかった場合

→ (基本的に) 臨時休業はないと思われます。

(3) 臨時休業は、保健所の見解や学校医の助言等を踏まえ、市・市教育委員会と相談の上で決まります。期間等については、保護者連絡メールで配信します。また、家庭学習の内容や休業期間の延長、学校再開等の連絡も連絡メールで配信します。

(4) 臨時休業となった場合、感染拡大防止の観点から、原則、児童を学校で預かることはできませんのでご理解ください。

2 本校児童や教職員が「濃厚接触者」に特定された場合

(1) PCR検査受診前でも、

・ 濃厚接触者に該当した児童は、登校できません。

・ 濃厚接触者に該当した教職員は、勤務できません。

(2) 検査の結果、陽性の場合、感染確認者となりますので上記「1」によります。

陰性の場合でも、保健所より健康観察が必要であると判断された場合には、保健所から指示があった日まで登校（勤務）することはできません。症状がない場合など状況を踏まえた上で、家庭学習(在宅勤務)に取り組むようにします。

(3) 担任教師が休暇となった場合、教職員全体で該当学年学級の指導にあたり、学習保障に努めます。

※ 感染者の発生・濃厚接触者の特定が認められれば、通常よりもきめ細やかな消毒作業を行うこととなります。

「濃厚接触者」と特定するのは、保健所です。個人の判断ではありません。

3 連絡先

- ・ 平日・日中 二本松北小 0243-23-0029
- ・ 夜間・休日 080-2814-4808

12月29日(火)～1月3日(日)までは、夜間・休日の番号に
お願いいたします。